

埼玉労働局
埼玉県
平成26年5月2日

担当	埼玉労働局職業安定部 職業安定課長 鈴木 良尚 労働市場情報官 飯野 哲義 電話 048-600-6208(内線 311)
	埼玉県産業労働部 就業支援課長 堀口 幸生 " 副課長 田中 健 電話 048-830-4530

「平成26年度 埼玉雇用施策実施方針」の策定について

○ 埼玉労働局では、本県の実情にあった雇用施策を機動的かつ計画的に推進していくため「平成26年度 埼玉雇用施策実施方針」を策定しました。

○ 「雇用施策実施方針」とは、平成19年の雇用対策法の改正により、都道府県労働局が、平成20年度以降毎年度策定することとなった雇用に関する施策を講ずる際の指針のことです。

○ この方針に示した労働局による雇用施策と、埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施するものです。

本方針に示す施策が円滑かつ効果的に実施されることで、若者、女性、高齢者、障害者など働く意思のある埼玉県民の誰もが持てる能力を十分に発揮する機会を得、かつ、県内企業において必要な労働力の確保が可能となります。

○ このため、本方針は、埼玉県知事の見解も聴きつつ策定することとなっています。

埼玉労働局長は、平成26年3月27日に埼玉県知事に対し、本方針に示す施策を説明するとともに、その中で具体的共通の数値目標（10項目）を設定し、その達成に向け、県と国が一体となって取り組んでいくことについて協力を求め、了承を得ました。

○ 「平成26年度 埼玉雇用施策実施方針」の概要は資料 No1 です。

○ 「平成26年度 埼玉雇用施策実施方針」は資料 No2 です。

※ 問い合わせ先（電話 048-600-6208 内線 311）
今回の公表については、埼玉労働局職業安定部までお願いします。

平成 26 年度 埼玉雇用施策実施方針の概要

(埼玉労働局)

雇用施策実施方針策定の趣旨

雇用施策実施方針とは、労働局が県知事の意見を取り入れ、県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等と密接な関連の下、県民の有する能力を十分に発揮が図られるような就業環境を整備するとともに、県内産業において必要な労働力を確保し、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するために策定するものである。

平成26年度の重点施策

1 地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

- 積極的な求人開拓（確保）、求人条件に合致する求職者情報の提供、求人者が求める求職者への応募勧奨など求人充足サービスの充実
- 求職者ニーズの的確な把握、個別的な支援の実施などによる効果的なマッチングの推進
- 生活保護受給者等を対象として、ハローワークが行う職業紹介等と地方自治体が行う福祉等に関する業務を連携して行う一体的実施事業の推進（7市1町）
- ハローワーク特区を活用した労働局・埼玉県との一体的な就業支援（ハローワーク浦和・就業支援サテライト）
- ハローワークと埼玉県との連携による県内企業の求人開拓と人材の早期確保
- 地域のニーズに対応した職業訓練の実施と訓練修了者への就職支援
- ハローワークの求人情報のオンライン提供を活用した市町村の取組に対する支援

2 若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進

（若者）

- 新規学校卒業予定者、未内定卒業者に対して、学校等との連携の下での個別的な支援、新卒者等と県内企業をマッチングする大規模就活イベントの連続開催等による早期就職の実現
- 埼玉わかものハローワーク（大宮駅前）等において、若者の正規雇用化の支援、「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談等に的確に対応
- 日本において活躍の場を求める留学生に対する就職支援
- 若者と地域の中小・中堅企業をつなぐ「若者応援企業宣言」事業の積極的推進

（女性）

- 女性の活躍促進に向けて、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」との連携の下でのポジティブアクションの推進等に係る働きかけ、情報発信
- マザーズハローワーク・コーナー等による、子育てする女性等に対する就職支援

(高年齢者)

- 「生涯現役社会」の実現を目指し、高年齢者の雇用管理に係る相談の実施、きめ細かいカウンセリング・就職面接会等による再就職支援

(障害者)

- ハローワーク、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携の下で、企業における雇用の促進（法定雇用率達成指導）、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介や職場定着支援

3 重層的なセーフティネットの構築

- 生活困窮者等の自立を支援するため、地方自治体との連携の下、福祉事務所において、職業相談・職業紹介等を実施

局・県が共同で定める雇用施策の数値等目標

項目	目標
ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標	
利用者数	44,000人
新規求職申込件数	5,500人
紹介就職者数(注1)	1,225人
就職確認数(注2)	4,000人
利用者の満足度	90%
平成27年3月新規高等学校・大学等卒業予定就職希望者に対する目標	
新規高等学校卒業予定就職希望者の就職内定率	平成27年6月末までに100%
大学等卒業予定就職希望者の就職内定率	平成27年4月1日までに85%以上
障害者法定雇用率達成企業数の割合	平成28年度までに60%
県の行う公共職業訓練修了者の就職率	
普通課程	平成26年度100%
短期課程	平成26年度75%

(注1) ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの職業紹介により就職した者の数

(注2) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける各種就職支援サービスを利用した者うち、就職したことが確認された者（自己就職を含む。）の数

平成26年度 埼玉雇用施策実施方針

埼 玉 労 働 局

平成26年度 埼玉雇用施策実施方針

目 次

I	趣旨	1
II	平成26年度の重点施策	1
1	地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進	1
(1)	地域における雇用創出と人材確保	1
(2)	人材育成の推進	2
2	若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進	3
(1)	若者の活躍促進	3
ア	新規高卒者に対する就職支援	
イ	新規大卒者等に対する就職支援	
ウ	若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進	
エ	外国人留学生への就職支援	
(2)	女性の活躍促進	6
ア	子育て女性等に対する就職支援の推進	
イ	男女均等取扱いの確保とポジティブ・アクション推進	
ウ	男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備	
(3)	高齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現	8
(4)	障害者の就労推進	8
3	重層的なセーフティネットの構築	9
III	雇用施策に関する数値目標	10
(参考)	職業安定行政における数値目標の設定について	11

平成 26 年度 埼玉雇用施策実施方針

I 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を埼玉県知事の意見を聞いて定めたものである。

この方針に示した埼玉労働局の施策と、埼玉県の講ずる雇用対策・産業振興策・福祉施策等が密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されることにより、若者、女性、高齢者、障害者など働く意思と能力のある埼玉県民の誰もが持てる能力を十分に発揮する機会を得、かつ、社会の支え手になることができるものであり、また、県内企業に必要な労働力を確保し、もって県内経済・社会の更なる発展に寄与するものである。

II 平成 26 年度の重点施策

1 地域における雇用創出と人材確保、人材育成の推進

(1) 地域における雇用創出と人材確保

埼玉県が行う産業振興・雇用創出施策を踏まえた求人開拓を行うとともに、ハローワークの職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進を図る。

また、厚生労働大臣と埼玉県知事が締結したハローワーク特区協定に基づくハローワーク特区事業を着実に推進するとともに、地方自治体と連携した就職支援を推進する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 充足率が高い職種の求人を積極的に開拓するとともに、求人受理時において、求人条件に合致する求職者情報を積極的に提供して、求人者が求める求職者に対して応募を勧奨するなど、積極的な充足対策を図る。
- ・ 求職者の状況、ニーズを的確に把握し、個別担当制の支援に誘導するなど積極的なマッチングを図る。また、ハローワーク職員の資質向上のため、キャリアコンサルタントの資格取得の促進を図る。
- ・ 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、7 市 1 町(志木市、秩父市、所沢市、川口市、さいたま市、寄居町、川越市、鴻巣市)において、ハローワークが行う職業

紹介等と地方自治体が行う福祉等に関する業務を連携して行う一体的実施事業を引き続き実施する。

- ・ 14市（鶴ヶ島市、新座市、上尾市、戸田市、坂戸市、羽生市、三郷市、久喜市、狭山市、深谷市、加須市、富士見市、八潮市、和光市）において、ふるさとハローワークを設置し、国と市との連携により国の職業相談・職業紹介サービスと、市の提供する住民サービスにより、地域住民の就職の促進を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 新たに人材確保支援員を配置して、県の有する企業情報をもとに県内企業を訪問し、女性や高齢者も働きやすい多様な求人を開拓するとともに、開拓した求人情報を円滑にハローワークにつなぎ、早期充足を図る。また、求人企業の魅力を積極的に情報発信し、適材適所の人材の早期確保を支援する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ ハローワーク浦和・就業支援サテライト（以下「サテライト」という。）において、国と県が一体となって、各種セミナーの開催をはじめ、若者、女性、中高年齢者等に対して、キャリアコンサルティングから職業相談・職業紹介まで切れ目ない就職支援を実施する。
- ・ ハローワークと埼玉県の人材確保支援員とが緊密に連携して、県内企業の求人を開拓するとともに、求人企業の魅力等を情報発信し、人材の早期確保を図る。
- ・ 平成26年9月から開始されるハローワークの求人情報のオンライン提供を活用した取組を県内市町村が行う場合、積極的な支援を行う。

(2) 人材育成の推進

時代や地域の訓練ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備する。

求職者支援訓練の定員を4,200人、離職者訓練の定員を8,454人として職業訓練を実施する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練修了前からの担当者制による就職支援に取り組む。

埼玉県が実施する業務

- ・ 新規学卒者・求職者を対象に職業訓練を実施するとともに、在職者のスキ

ルアップを支援し、ものづくり分野や環境・エネルギー、介護分野など時代のニーズに対応した人材育成を図る。

- ・ 埼玉県内の優れた技能士を広くPRし、ものづくり体験教室等の講師として地元で活躍する場を創出する。また、建設業界の若手在职者の技能向上を図るために講座を開催するとともに、若年求職者向けの企業実習等を実施して建設業界の人材育成を図る。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 「地域職業訓練協議会」の場を活用し、埼玉県内の適切かつ効果的な職業訓練の実施に向けて、埼玉県等の関係機関との必要な協議、調整を図り、人材ニーズを踏まえた訓練計画をとりまとめる。

2 若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進

(1) 若者の活躍促進

ア 新規高卒者に対する就職支援

可能な限り未内定卒業者を減少させるとともに、卒業後も継続的な支援を徹底することにより未就職者の早期就職を実現する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 埼玉新卒応援ハローワークやサテライト内の新卒コーナーをはじめとした各ハローワークにおいて、新卒者や既卒者に対して、求人情報の提供、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等により、新卒者等の就職促進を図る。特に、新規高卒者に対しては、「未就職者ゼロ作戦」を展開し、6月末までには就職率100%を目指す。
- ・ 高校生の就職を支援するため、就職面接会を年3回実施する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 各高等学校を通じて、本人の承諾を得た上で未内定者、未就職者の情報を各ハローワークへ提供し、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 新規高等学校卒業者の求人を確保するため、埼玉県、埼玉県教育委員会と共同で経済団体等に対して求人要請を行う。
- ・ 未内定生徒の保護者に対して、最後まで就職活動を継続するよう、埼玉労働局長、埼玉県教育委員会教育長との連名による勸奨文を発出する。

イ 新規大卒者等に対する就職支援

大学生等の就職活動状況の特性を踏まえ、大学等と連携し就職希望者の把

握に努めるとともに、把握した就職希望者に対する継続的な個別支援を行う。あわせて、就職面接会を開催する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 大学等のニーズや状況等に応じてメリハリをつけた支援を実施するとともに、学生の応募機会の拡大を図るため、「新規大学等卒業予定者就職面接会」を年2回開催する。
- ・ 企業が求める人材の確保に資するため、学生のPRポイントをまとめた「学生情報」を企業に積極的に提供する。
- ・ 既卒3年以内の者の応募機会の拡大を図るため、大卒等求人受理時に企業の理解を求め、既卒3年以内の者が応募可能な求人確保するとともに、「既卒3年以内の方対象就職面接会」を開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワークやサテライト内の新卒コーナーをはじめとした各ハローワークにおいて、新卒者や既卒者に対して、求人情報の提供、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、セミナーや就職面接会の開催等により、新卒者等の就職促進を図る。
- ・ 未内定者の保護者に対して、地域の中小企業にも目を向け正規雇用を目指して最後まで就職活動を継続するとともに、埼玉新卒応援ハローワークを活用するよう、勧奨文を発出する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 経済団体・大学と連携し、新規大学卒業者等と県内中小企業をマッチングする大規模イベントを連続開催する「夢ある埼玉・就活プロジェクト」を実施する。
- ・ 学卒未就職者やフリーターの若者（300人）を対象に、ビジネス基礎研修と県内中小企業での現場実習による支援を行い、正規雇用化を実現する。
- ・ 採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象に、その特性に配慮した職業訓練を実施する。

ウ 若者の正規雇用化の推進と職場定着までの総合的なサポートの推進

不安定な雇用で働く若者の正規雇用化、ニート状態の若者の自立支援を推進するとともに、就職後の職場定着支援、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 大宮所において「埼玉わかものハローワーク」を設置するとともに、熊谷所、川越所、所沢所、浦和所（サテライト）のわかもの支援コーナー、

春日部所、越谷所のわかもの支援窓口において、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナーの実施等を行う。

- ・ ニート状態の若者に対しては、地域若者サポートステーションとの連携・協力により、自立を支援する。
- ・ 埼玉わかものハローワーク内に「在職者向け相談窓口」を開設して、就職後の職場定着支援を実施するほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談に対応する。寄せられた相談に対しては、管轄ハローワークによる求人内容の事実確認、事業所訪問等を実施するとともに、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた場合には、労働基準監督署と連携して対応する。
- ・ 「若者応援企業宣言」事業については、若者と地域の中小・中堅企業をつなぐ重要な事業であるとともに、若者が詳細な企業情報を知ることにより希望に合った会社を選び、安易な離職を防止する効果もあることから、引き続き積極的に推進する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 県内各地に設置するキャリアセンターブランチ等において、キャリアコンサルティングや心理カウンセリングを実施するほか、ハローワークとの連携により職業紹介（相談内容に応じて独自の求人紹介）まで一体的に支援する。
- ・ ニート等の若者の就業を支援するため、若者サポートステーションと一体的に運営される「若者自立支援センター埼玉」において、相談事業や職業意識啓発事業を実施するほか、市町村と連携した保護者セミナーを開催する。

エ 外国人留学生への就職支援

海外における事業展開を目指す企業の留学生に対する人材ニーズが高まる中で、採用を検討する企業への支援と就職を希望する留学生への支援を強化する。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 平成 26 年 5 月に、事業主を対象とした法律面、人材活用法等に関するセミナーを開催するとともに、留学生の就職に資する企業説明会を開催する。
- ・ 埼玉新卒応援ハローワーク内の「留学生コーナー」において、留学生への個別支援を実施する。また、平成 27 年 3 月大学等卒業予定者の求人については、留学生の採用意向の確認を行い、外国人留学生に対して、これらの求人情報を提供する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 海外留学を経験した若者と外国人留学生のサポート拠点として「グローバル人材育成センター埼玉」を運営し、留学支援や無料職業紹介などの事業を行う。また、外国人留学生向け就職セミナーやグローバル人材向け就職説明会を開催する。
- ・ 埼玉労働局や県内大学及び経済団体などからなる「グローバル人材育成センター埼玉運営協議会」を設置・運営して、埼玉県等が実施する留学生の就職支援に対して、関係機関等との連携を図る。

(2) 女性の活躍促進

ア 子育て女性等に対する就職支援の推進

県内では多くの子育て中又は子育て後の女性等が再就職を希望しているが、就業条件等により再就職が難しい状況にあることから、積極的に就職支援に取り組む。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク大宮を始め、サテライト内のマザーズコーナー及び県内5拠点（川口所、熊谷所、川越所、所沢所及び越谷所）において、子育て女性等に対する就職支援サービスを実施する。
- ・ 埼玉県、さいたま市をはじめ子育て女性等の就職支援に取り組む関係機関を参集した「子育て求職者の就職支援協議会」を開催し、子育て求職者の就職支援ネットワークの構築を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、子育てとの両立や職業上のブランクに不安を抱える女性等に対する様々な相談に応ずるとともに、再就職に向けての準備を進めるための各種セミナーや実習・職場体験型研修などを活用した再就職支援を進める。また、ハローワークの求人情報のオンライン提供を活用した職業紹介事業を新たに開始する。

イ 男女均等取扱いの確保とポジティブ・アクション推進

事実上の男女格差を解消し、女性労働者が能力を発揮できるよう、また、ポジティブ・アクションについて広く理解されるよう、企業に対して一層の助言・指導等を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 性別による差別や妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いが行われるこ

とがないよう、男女雇用機会均等法の周知及び行政指導等を行う。

- ・「ポジティブ・アクション能力アップ助成金（仮称）」を活用して、女性の管理職登用を促進する。
- ・「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」での取組宣言や情報開示を企業トップに働きかける。
- ・ポジティブ・アクションの取組が進んでいる企業を讃えるとともに、企業の積極的な取り組みを促進するため、「均等・両立推進企業表彰」を公募し、表彰する。
- ・埼玉県や労使団体との連携を図り、県内企業に対しポジティブ・アクションの推進を働きかける。

埼玉県が実施する業務

- ・女性の活躍により経済を活性化させるため、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」をより広く展開し、埼玉労働局や経済・労働団体等と連携して県内外に発信する。
- ・5,000社の企業経営者に対し女性のさらなる活躍を直接働きかける「企業トップアプローチ」を実施する。
- ・子育て中の女性が柔軟に働ける在宅での就業や女性の視点が生かせる生活サービス産業への就業を支援する。
- ・ウーマノミクスのイメージをデザインした電車を運行するなど推進キャンペーンを実施する。

ウ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

女性のM字型の谷を引き上げていくためにも、子育てをする労働者が育児期も離職せずに継続就業ができるよう環境整備を推進するとともに、介護休業制度の周知を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・育児・介護休業法に基づき、すべての事業所で両立支援制度が整備されるよう規定整備指導を行う。また、妊娠・出産、育児・介護等による不本意な離職をすることなく継続就業ができるよう、相談者の立場に配慮しつつ適切に対応し、紛争解決援助制度の活用を促すとともに、法違反が認められる場合には厳正な指導を行う。
- ・育児短時間勤務制度の利用促進、男性の育児休業取得促進等の両立支援対策に取り組むことを促すとともに、多くの企業が子育てサポート企業として、次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得を目指した取組を進めるよう周知・啓発を行う。
- ・待機児童が多い市町村を管轄するハローワークを保育士重点プロジェクト

実施安定所に指定し、求人充足サービスを積極的に提供するとともに、埼玉県、さいたま市と共催により保育士合同就職面接会を開催する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 保育所の待機児童を解消するため、認可保育所の整備のほか、企業や幼稚園と連携するなど多様な保育サービスの整備を進め、受入枠の拡大を図る。
- ・ 保育士の確保に向けて、処遇改善に向けた取組や、ハローワークと連携して、保育士資格を持ちながら保育所で勤務していない潜在保育士を対象に再就職に向けた支援を行う。

(3) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を促進するとともに、年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現を目指す。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、個別指導を実施するとともに、高年齢者の職業能力の向上、作業施設の改善、職務の再設計や賃金・人事処遇性等の見直し等を検討している事業主に対しては、高年齢者雇用アドバイザー等の活用により、必要な相談・支援を行う。
- ・ 大宮所及び川口所において、求職活動を行う高年齢求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や就労支援を行う。
- ・ 55歳以上を対象とした技能講習・職場体験と就職面接会等を一体的に実施するシニアワークプログラム事業を推進し、再就職の支援を行う。

埼玉県が実施する業務

- ・ サテライト内の中高年コーナーにおいて高年齢者の経験等を踏まえたきめ細かいカウンセリング等を実施し、ハローワークコーナーとの連携により再就職の支援を行う。

埼玉労働局と埼玉県が実施する業務

- ・ 埼玉県シルバー人材センター連合事業推進計画の第三次計画目標の達成に向けて、埼玉労働局、埼玉県シルバー人材センター連合等の関係者と連携・協力しつつ、会員の拡大等効果的な事業推進を図る。

(4) 障害者の就労推進

法定雇用率（2.0%）を達成するため、実効ある雇用率達成指導を推進し、より一層の障害者の雇用の場の確保と就職実現を図る。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行うとともに、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチの派遣、職域開発の提案、助成金活用の周知等を積極的に行う。
- ・ ハローワークにおいて、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、雇用率達成指導と連携した求人開拓の推進、就職後の定着指導を実施する。また、地域の関係機関と連携・協力し、障害者就職面接会を開催し、障害者の就職促進を図る。
- ・ 埼玉県教育局と連携し、特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、企業と生徒、保護者、教師との面談会等を実施する。また、障害者職場実習推進事業として、生徒を対象とした職場実習先の開拓及び職場実習の支援を実施する。
- ・ 障害者を対象とした就職面接会を県内7箇所で開催する。

埼玉県が実施する業務

- ・ 障害者雇用サポートセンターを運営し、障害者雇用に理解を示す企業に対し、具体的な雇用の提案や雇用管理のアドバイスを行う。
- ・ 精神保健福祉士及び精神障害者雇用アドバイザーで構成するチーム支援により、精神障害者の受入れ企業の拡大と就業環境の整備を図るとともに、精神障害者に対する企業の理解を深めるため、実践的訓練を受け入れる企業の開拓を行う。
- ・ 企業やNPO法人に委託して、障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の就労を支援する（定員400人）。

3 重層的なセーフティネットの構築

ハローワークと地方自治体が一体となって、生活保護受給者等に対して就労支援を行うとともに、住居・生活困窮者が安心して生活が送れるよう、必要な情報提供及び支援を行う。

埼玉労働局が実施する業務

- ・ 生活保護受給者に対しては、地方自治体の福祉事務所において、ハローワーク常設窓口を設置しての職業相談・職業紹介（一体的実施事業）又は定期的な巡回相談を実施する。
- ・ 住居・生活困窮者に対しては、「住居・生活支援窓口」をハローワークに設置して、住宅確保に係る相談や地方自治体による住宅手当の支給、生活資金の貸付け等の福祉施策の周知、関係実施機関への適切な誘導を行い、住居・

生活の安定を図った上で就職支援を実施する。

- ・ 埼玉県、社会福祉協議会等の協力の下、第二のセーフティネット支援施策を効果的に実施できるよう「埼玉県生活福祉・就労支援協議会」を開催し、関係機関との連携を図る。

埼玉県が実施する業務

- ・ 住居を喪失した又は喪失する恐れのある求職者に対して、各市及び県福祉事務所を通じ、住宅支援給付を活用して賃貸住宅の家賃の給付を行う。
- ・ 生活費に困窮する求職者に対して、各市町村社会福祉協議会を通じ、総合支援資金貸付などを活用して生活費などの貸付けを行う。
- ・ 生活保護を受給している求職者に対して、生活保護受給者チャレンジ支援事業により、職業訓練支援員が職業訓練の受講から就職までマンツーマンで支援する。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

埼玉県と共同で定める数値目標等については、以下のとおりである。

項目	目標
ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標	
利用者数	44,000人
新規求職申込件数	5,500人
紹介就職者数(注1)	1,225人
就職確認数(注2)	4,000人
利用者の満足度	90%
平成27年3月新規高等学校・大学等卒業予定就職希望者に対する目標	
新規高等学校卒業予定就職希望者の就職内定率	平成27年6月末までに100%
大学等卒業予定就職希望者の就職内定率	平成27年4月1日までに85%以上
障害者法定雇用率達成企業数の割合	平成28年度までに60%
県の行う公共職業訓練修了者の就職率	
普通課程	平成26年度100%
短期課程	平成26年度75%

(注1) ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの職業紹介により就職した者の数

(注2) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおける各種就職支援サービスを利用した者のうち、就職したことが確認された者(自己就職を含む。)の数

(参考)

職業安定行政における数値目標の設定について

職業安定行政における数値目標の設定については、平成16年度より実施してきたところであるが、18年度からは、PDCAサイクルによる目標管理を行っている。

このことにより、ハローワーク職員の参画に基づく、職員の自主性を発揮した業務運営を実現するとともに、ハローワークー労働局間、労働局ーハローワーク間及びハローワーク内部の活発なコミュニケーションを通じたハローワークの機能強化を図っている。

埼玉労働局における地方計画策定項目、目標設定項目については別紙のとおりである。

職業安定行政における数値目標の設定

1 地方計画策定項目

項目	平成25年度		平成26年度
	目標	進捗状況	目標
就職率(常用)	23.9%	22.8%	24.0%
雇用保険受給者の早期再就職割合	29.7%	32.6% (26年2月末現在)	31.6%
求人充足率(常用)	23.9%	20.7%	21.5%

2 目標設定項目

項目	平成25年度		平成26年度
	目標	進捗状況	目標
若年者雇用対策			
フリーターの常用雇用者数	8,212人	9,007人	8,966人
学卒ジョブサポーターによる支援			
正社員就職者数	6,670人	6,499人	6,439人
うち大卒等	5,433人	5,157人	5,360人
うち高卒等	1,237人	1,342人	1,079人
開拓求人数	4,872人	5,572人	-
学卒ジョブサポーターが支援した者で、ハローワーク紹介により就職した者の1年以内の離職率			
大卒等	-	-	18.9%
高卒等	-	-	26.9%
新卒応援ハローワーク利用者数	22,334人	20,501人	-
新卒応援ハローワーク正社員就職者数	2,913人	2,906人	3,133人
高齢者雇用対策			
高齢者総合相談窓口での担当者制による就職率	29%	42.9%	-
高齢者総合相談窓口でのチーム支援を受けた者の就職率	-	-	31%
障害者雇用対策			
障害者雇用率達成企業の割合	平成25年実績から 1.5%pt以上上昇	-4.0%	平成26年実績から 1.5%pt以上上昇
障害者の就職件数	前年度以上 (2,671件)	2,973件	前年度以上
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合	60%	72.9%	前年度以上

項目	平成25年度		平成26年度
	目標	進捗状況	目標
公共職業訓練による離職者訓練の修了3か月後の就職率			
施設内訓練	-	-	80%
委託訓練	-	-	70%
求職者支援事業による職業訓練コースの受講者数、修了3か月後の就職率			
基礎コース	1,890人 60%	626人 75%	-
実践コース	4,410人 70%	909人 75%	-
求職者支援制度による職業訓練の修了3か月後の雇用保険が適用される就職率			
基礎コース	-	-	55%
実践コース	-	-	60%
トライアル雇用における常用雇用移行者数	-	-	2,693人
正社員求人数	132,517人	123,316人	127,754人
就職支援プログラム			
開始件数	5,880件	5,521件	4,455件
就職率	78%	85.2%	80%
マザーズハローワーク事業			
重点支援対象者数	2,320人	2,159人	2,220人
重点支援対象者就職率	86%	86.9%	87%
介護・看護・保育分野の就職件数	8,800件	6,370件	7,700件
生活保護受給者等就労自立促進事業			
支援対象者数	6,340人	6,945人	-
就職件数	2,850件	3,904件	3,300件
ハローワーク利用者の満足度	90%	求職者93.7% 求人者94.4%	90%
キャリアアップ計画の承認件数	45件	253件	-

※1 地方計画策定項目とは、都道府県労働局・ハローワークが自ら計画を策定し、PDCAサイクルによる管理を行うもの。

※2 目標設定項目とは、厚生労働省が目標値を示し、その目標に基づき都道府県労働局がハローワークに対する指導を行うもの。

※3 障害者雇用率達成企業の割合は平成25年6月1日現在の状況となる。